

2 高 漁 港 第 95 号
令和 2 年 6 月 11 日

建設工事等の事業者 様

高知県知事

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後
における建設工事等の対応について（通知）

令和 2 年 5 月 25 日に新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われ、同日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、引き続き基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされました。

つきましては、高知県水産振興部が発注する建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）について、別添のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

（問い合わせ先）

高知県水産振興部

漁港漁場課整備担当及び計画担当

TEL : 088-821-4615

漁業振興課構造改善担当

TEL : 088-821-4613